

無人航空機による農薬の空中散布に係る説明会の概要

日時：令和元年8月9日（金）13:30～
場所：金沢広坂合同庁舎1階共用大会議室
（石川県金沢市広坂2-2-60）

北陸農政局では農業用ドローンの普及に取り組んでおり、この度、規制改革の推進に伴い、無人航空機に関する関係通知が改定されたことから、この内容について説明を行うとともに、農業用ドローンに係る施策について情報交換を行うための説明会を開催し、農機具等販売事業者、防除事業者、無人航空機教習施設、JA、行政機関等から88名の参加がありました。



(1) あいさつ

北陸農政局 消費・安全部長

合理的で効率的な農業に取り組むため、無人マルチローターの利活用に向けた挨拶

(2) 議事

① 規制改革に係る関連通知の整備について

農林水産省 消費・安全局 植物防疫課

- ・規制改革実施計画及び規制改革に関する第4次答申を踏まえた航空法及び農薬取締法に関する規制の見直しの検討結果及び関連通知の概要について説明

② 農業用ドローンの普及拡大に向けて

農林水産省 生産局 技術普及課

- ・農業用ドローンの活用状況、農業用ドローンの普及拡大に向けた官民

協議会の設立、及び、農業用ドローンの普及計画について説明

③ 主な質疑

Q：空中散布を目的とした飛行マニュアルの新設について、夜間飛行又は目視外飛行の際に補助者を配置しない場合は、自動操縦による飛行のみ可能とある。夜間飛行とは日没時刻から翌日の日出時刻までの間の飛行と認識しているが、日出時刻前に補助者を配置せずにマニュアル操縦を行うことは不可ということか。(無人航空機教習機関)

A：航空法上の夜間の解釈及び本飛行マニュアルの記載は、ご認識のとおり。

本飛行マニュアルは、皆様に一律に使っていただける要件をまとめたもので、航空法の審査要領上は、安全性が確認されれば、飛行方法はこれに限定されるものではない。別途、夜間飛行時の安全対策を示した上で申請を行い、個別に審査、承認されれば、これ以外の飛行方法も可能。

Q：規制改革推進に関する第4次答申を踏まえた取組状況について、一般社団法人農林水産航空協会（以下「農水協」という。）のオペレーター及び機体の認定の義務はない旨を関係者に周知と記載されているが、どのように周知するのか。(県行政担当)

A：技術指導指針が廃止され、ドローン利用時における登録認定等機関による代行申請（農水協によるオペレーター及び機体の認定を含む）の仕組み自体がなくなったことなど、制度の改正について、今日のような地方農政局単位で説明することとしており、また、求めがあれば県単位での説明会に出向き、担当から説明することも考えている。

Q：立入管理区画内での対応の例において、公道であっても、第三者へ注意を求める対応を行えば、公道を含む飛行予定農地の外側に立入管理区画を設置することは可能か。(県指導機関)

A：説明資料は例示であり、公道、農道の違いではなく、道路で第三者の立入の管理ができるかできないかでお考えいただきたい。

警察への届け出が必要になる場合もあるが、公道であっても、道路で立入の管理ができるのであれば、飛行予定農地の外側に立入管理区画を設置することが可能だが、農道であっても、車の通行量が多い場合など第三者の立入の管理が難しい場合には、飛行予定農地内に立入管理区画を設定することとなる。

Q：農薬指導部門としては、ドローンの農薬散布計画の提出がなくなることは、今まで蜜蜂の被害防止などに活用していたこともあり、農薬の安全かつ適正な使用の指導に支障を来たすのではないかと心配をしている。国として、どのように捉えているか、詳しく聞かせて欲しい。(県行政担当)

A：農業用ドローンの普及拡大に関する官民協議会の構成員であるドローンメーカーや、国交省管轄の管理団体、講習団体を通じて、ドローン使用者へ農薬の安全使用についての周知を強化したいと考えている。

Q：ドローンに関する手続きにおいて、農水協はどのような立場になると認識したらよいか。(無人航空機教習機関)

A：今まで農水協は、技術指導指針に基づく登録認定等機関として、特別な代行申請を行っていたが、今般、技術指導指針を廃止し、ドローンに関しての登録認定等機関の仕組みは廃止した。このため、当省の関係通知においてドローンの手続きに携わることを規定するものはないが、農水協は、7月1日付けで国交省管轄の管理団体、その指定教習施設は講習団体として航空局ホームページに掲載されていることから、航空法の下での管理団体として、ドローン操縦者の技能認証や一般の代行申請を行っていくと聞いている。

Q：自動操縦を前提に、1名のオペレーターが同時に飛ばすことができる機体の数に制限があるか。(試験研究機関)

A：航空法上規定はなく、個別の審査において確認される事項になると思われる。

Q：固定翼ドローンで数千ヘクタールの農地をセンシングのために飛行しているという説明があった。このセンシングの目的は、作物の生育状況の調査なのか。また、固定翼ドローンについて、どのようなものか説明願いたい。(県指導機関)

A：固定翼ドローンは、マルチローターのように垂直に揚がるものでなく、滑走路や発射台から飛び立つものである。

紹介したセンシングは、町全体をセンシングする取り組みであり、自治体と事業者が協力して、ほ場で何を栽培しているか、ほ場の規模がどれくらいかを毎年継続して撮影している実証事例である。

ほかに、北陸農政局管内の自治体では今年、固定翼ドローンを使

用した作付確認を実運用しており、撮影した画像から、自治体の職員がほ場で何を栽培しているかを確認した。

また、民間企業では、作付確認において、撮影した画像から A I により作物を特定するという実証事例もある。